

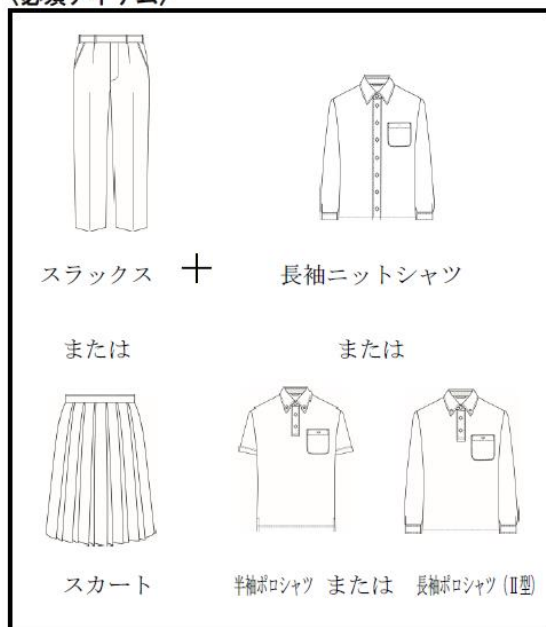
滝中学校 諸規定

服装・頭髪規定に関して

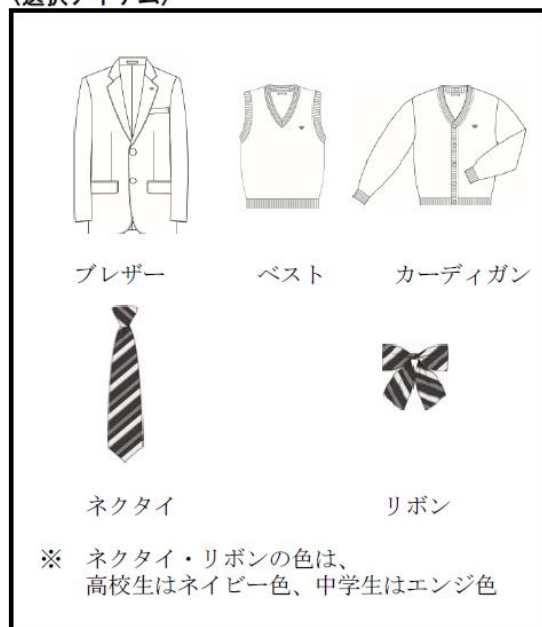
- (1) 本校生徒は、規定の制服を着用する。
- (2) 制服は指定店（名鉄百貨店本店、カンコーショップ名古屋三越栄店、滝学園内購買部、滝学園制服オンラインショップ）で購入できます。
- (3) 校章は、上着の左襟につける。
- (4) 上着を着用する場合は、ボタンをかける。
- (5) シャツは、学校指定の長袖ニットシャツ又はポロシャツを着用する。
- (6) 肌着は、無地（ワンポイント可）とする。
ニットシャツ（ポロシャツ）の白色を損なわない色で、首元から肌着が見えない形の肌着を用意してください。
- (7) スカートの裾丈は、短くとも膝の隠れるものであること。長くとも直立したときに本人のふくらはぎの真ん中までとする。
- (8) 指定の式典・行事では、スラックスまたはスカートに長袖ニットシャツ、ブレザーを着用し、ネクタイまたはリボンを着ける。中に、指定のベストやカーディガンを着用してもよい。
指定の式典・行事とは、入学式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式・終業式、HR写真撮影等を指す。
- (9) 指定の式典・行事以外では、スラックスまたはスカートに長袖ニットシャツまたはポロシャツを必須アイテムとする。選択アイテムを自由に組み合わせて着用してもよい。



〈必須アイテム〉



〈選択アイテム〉



通学靴	登下校にふさわしい運動靴及び黒または茶色の革靴。
スリッパ	規定のスリッパ。学年別に色を指定。
鞆	通学用の鞆としてふさわしく、その機能を果たすもの（手提げまたは肩かけのあるもので、ファスナーやふたがついて中身の見えないもの）。袋類やアタッシュケース、キャスター付きは禁止。
体育服装	暑い時は男女とも規定の半袖シャツ（白）もしくは長袖シャツ（白）、ハーフパンツ、寒いと感じるのであれば規定のジャージを着用する。体育館では規定のシューズ（学年別に色を指定）、屋外では運動靴とする。
雨 具	歩行者の傘は、明るい色のものがよい。自転車通学者はかならず雨合羽（しっかりと機能するもの）を使用すること。
防寒具	防寒具の着用は、11月1日から翌年3月31日までとする。 ア. 手袋（毛・皮）、耳覆いの着用は可。 イ. マフラー類は「普通サイズで、派手または奇抜でないもの」とする。 ウ. コートは（形、色など）派手又は奇抜でないもの。高価なものやかさばるものは好ましくない。自転車通学者は、安全に配慮したものにする。
ソックス	色は白・黒・紺・茶・グレーで無地を基準とする。ワンポイントは可。派手でないもの。レッグウォーマー・ニーハイなどは不可。リボン、レース、ビーズがついたもの、縞柄やチェック柄、ラインが入ったものは不可。
ストッキング	黒、薄橙、茶で無地のものを着用（レッグウォーマーは禁止する。）
髪留め	ゴム・ヘアピン・カチューシャを可とする。黒・紺・茶で派手でないものとする。
ベルト	スラックス着用時は必ず使用。スカート着用生徒は使用しない。色は黒・紺・茶を基準とする。派手でないもの。

腕時計	下記の機能がついた腕時計（ウェアラブル端末）を身につけることはできません。 ・日時や曜日以外の文字の表示ができるもの ・辞書・計算機能がついたもの ・インターネットに接続できるもの
-----	---

学園内購買部（☎070-3133-7733）で販売している学用品は以下の通りです。

学生服関係…制服上下、シャツ類、ニット類、附属品（ネクタイ・リボン・校章・ボタン）

※制服上下についてはオンラインショップでの決済をご案内します。

※ボタンの販売は購買部のみで行っています。

体育用関係…ジャージ上下、ハーフパンツ、半袖シャツ、長袖シャツ、体育館シューズ

学用品関係…校内用スリッパ

学園内購買部以外の指定用品販売店は以下の通りです。

青雲堂書店	☎ 0587-56-2622	教科書・参考書
フジスポーツ	☎ 0587-55-2030	体育用ジャージ
名鉄百貨店 本店	☎ 052-585-2524	学生服関係
カンコーショップ名古屋三越栄店	☎ 052-252-1780	学生服関係
滝学園制服オンラインショップ	☎ 070-5361-9875	学生服関係

所持品規定に関して

- (1) 貴重品・多額の現金や学習に必要でないものは所持しない。
(事情により多額の現金を持参した場合は、担任に保管を依頼すること。)
- (2) 生徒カードを必ず所持すること。
- (3) 所持品には必ず記名すること。

携帯電話・スマートフォンに関して

- (1) 学内での利用は認めていません。所持することは認めていますので、登校した時、門の外で電源を切りカバンの中に入れてください。
- (2) スマートフォンを学校で利用したり、着信音やアラームが鳴ったりした場合は、その場で預かり、終礼後に返します。保護者の方へは、ご家庭で利用マナーについて指導していただくようお願いのお電話をさせていただきます。
また、度重なる場合には、学校で預かり、保護者の方に来校いただき、直接お返しすることもあります。
- (3) 携帯・スマホ利用 5 原則
 - ① 校内では電源を切って使用しない。
 - ② 午後 9 時以降は（保護者への連絡以外）使用しない。
 - ③ 自転車運転中・歩行中は使用しない。
 - ④ むやみに SNS 等への書き込み・画像などのアップロードをしない。
 - ⑤ 有害サイトにはアクセスしない。

規定の変更に関して

- (1) 生徒会は、滝中学校諸規定の変更（追加、改定及び廃止）について、生徒会執行委員会の審議を経て、生徒議会の承認を得た後、校長に対して規定の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく要求があったとき、または規定の変更が必要と判断したときは、生徒や教職員から意見を聴取し、職員会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や教職員からの意見及び職員会議等での議論、本校の教育方針を踏まえ、滝中学校諸規定の変更（追加、改定及び廃止）について決定する。

令和4年度には、高校生徒会の活動によって、校内での服装規定が変更になりました。

「各自の体調に合わせ、校内に限り、制服の上着を脱いでカーディガンで過ごすことができるように改善する」公約を掲げた生徒会執行委員会が、生徒会担当、生活指導担当の教諭と議論を重ね、生徒議会で意見をまとめた後、職員会議を経て変更されました。